

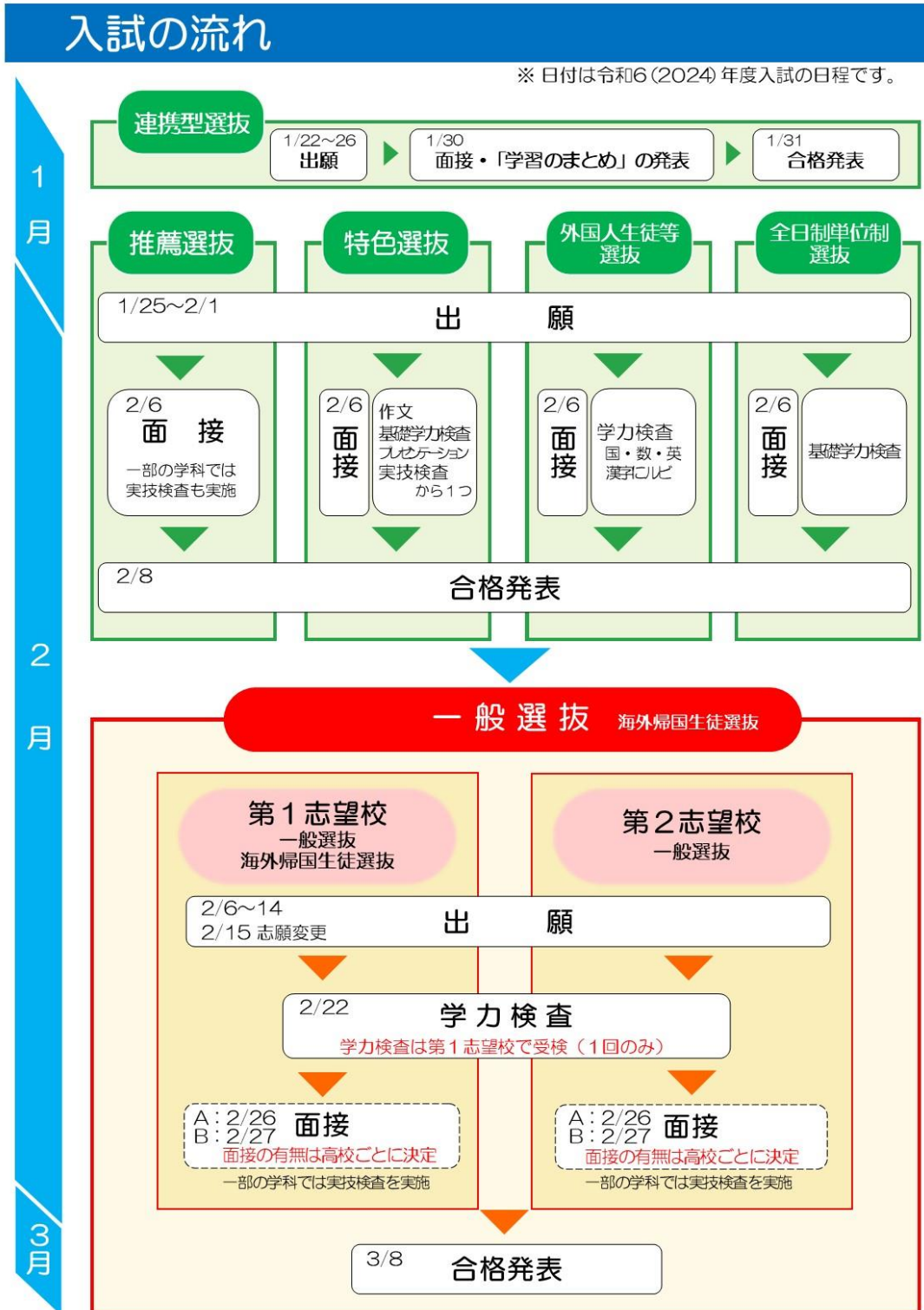
# 入学者選抜に関するQ & A

## 【入試の流れ】

1 出願から合格発表までの流れを、順を追って教えてください。

図表1に示します。

(図表1) 入試の流れ



## 【出願】

2 出願の手続きは、ウェブページから行うのですか。

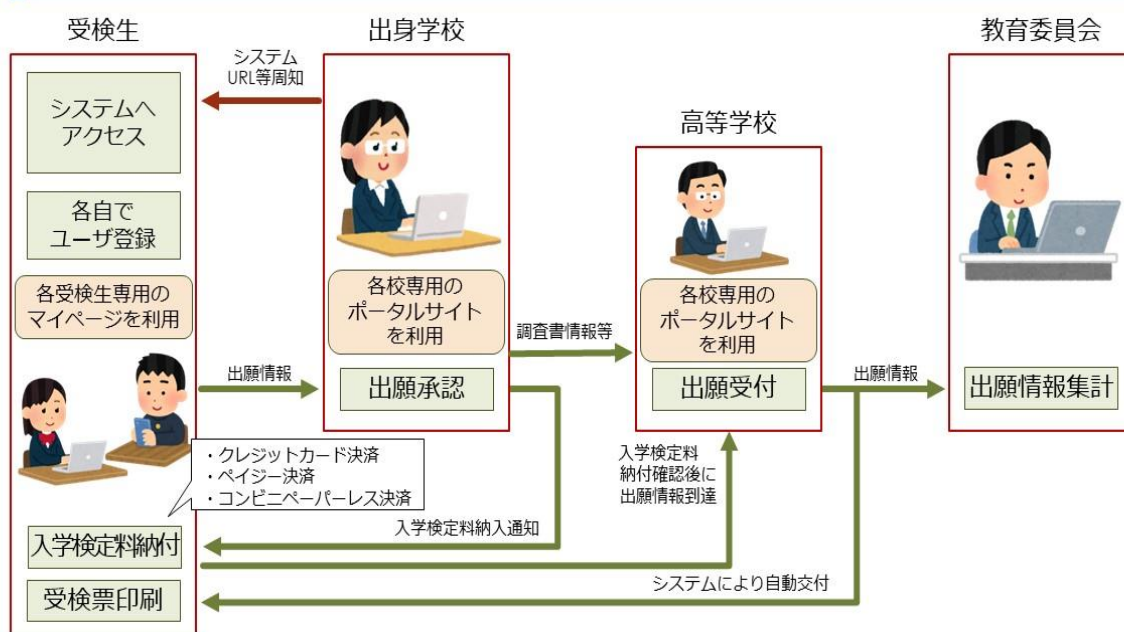
令和6（2024）年度入試から、全ての課程でW e b 出願を導入します。そのため、紙の入学願書等は使用しません。

3 出願の手続きや、入学検定料の納付方法等はどこでわかりますか。

W e b 出願手続きの概要は、図表2に示したとおりです。また、愛知県教育委員会高等学校教育課のウェブページに中学生・保護者向けの手引きを掲載します。

（図表2）W e b 出願手続の概要

## W e b 出願手続の概要



4 現在豊橋市に住んでいますが、3月末に一家で名古屋市内に転居する予定です。尾張学区の公立高等学校の普通科へ出願できますか。

学区外の高等学校の普通科へ出願する場合には、W e b 出願システムにより、出願情報を登録する際に「学区外高等学校出願申請」を行います。築確認済証、マンション売買契約書、アパート賃貸契約書など、一家転住等の事情を証明するに足る確実な証明書の画像データの登録が必要です。

5 既に中学校を卒業していても、公立高等学校の入学者選抜に出願することはできますか。

推薦選抜、連携型選抜以外であれば、中学校を既に卒業していても愛知県の公立高等学校の入学者選抜に出願することができます。

出願の手続きは、中学校卒業見込者と基本的に同じですので、卒業した中学校に相談してください。

6 調査書情報にはどのようなことが登録されるのですか。また、どのように作成されるのですか。

調査書情報には、学習の記録（第3学年）、総合的な学習の時間の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項、出欠の記録（第2、3学年）などが登録されます。

また、調査書情報は、中学校長、教頭及びその他の教員で構成する進学指導委員会の合議を経て、厳正・公平に作成されます。

7 定時制課程前期選抜は全日制課程や通信制課程前期選抜と併願することはできますか。

定時制課程前期選抜は、全日制課程の推薦選抜、特色選抜、一般選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒等選抜、全日制単位制選抜、連携型選抜及び通信制課程前期選抜と併願することはできません。全日制課程、定時制課程、通信制課程では、修業年限等をはじめ学習形態に多くの違いがありますので、出願先の決定については中学校や家庭でしっかり相談しておく必要があります。

### 【推薦選抜】

8 推薦選抜では、学力検査を行いますか。

推薦選抜では、学力検査を行わず、面接を行います。一部の専門学科では、特別検査（実技検査）も行います。

9 推薦選抜の合否判定は、どのように行われるのですか。

推薦選抜の合否判定は、推薦情報や調査書情報等の出願時に中学校が登録する情報及び面接の結果等を資料として、総合的に行います。なお、推薦情報には「推薦の理由」と「第2学年の学習の記録」が登録されます。

## 【特色選抜】

10 特色選抜には、どのような人が出願できるのですか。

その高等学校・学科で学びたいという強い意志があることに加えて、その高等学校・学科の教育内容に関連する明確な進路意識のある人、学科やコースに関連する分野で優れた能力と顕著な実績のある人、地域社会に貢献する意志のある人が出願できます。特色選抜を実施する高等学校・学科がそれぞれの特色や求める生徒像を示すので、参考にしてください。

11 特色選抜の入学検査は、どのような内容ですか。

志願者全員に対し、面接を行います。面接のほか、作文、基礎学力検査、プレゼンテーション及び特別検査のうち、高等学校の定めるいずれか一つを行います。

12 推薦選抜と特色選抜の両方に出願することはできますか。

推薦選抜と特色選抜を併願することはできません。

13 推薦選抜や特色選抜などで合格しなかったときは、一般選抜では別の高等学校に出願してもいいですか。

推薦選抜や特色選抜などで合格しなかったときは、一般選抜では別の高等学校に出願することができます。

## 【一般選抜】

14 一般選抜のしくみの要点を教えてください。

一般選抜では、二つの高等学校を受検することができます。もちろん、1校だけの受検も可能です。

(1) 出 願

通学区域（学区）は、普通科は尾張、三河の2学区、専門学科及び総合学科は全県1学区となっています。

出願に当たっては、普通科2校へ出願する場合は、同じ群のA・B各グループから1校ずつ選び、専門学科・総合学科2校へ出願する場合は、A・B各グループから1校ずつ選びます。また、普通科、専門学科、総合学科を組み合わせた2校への出願もできますが、いずれの場合も2校へ出願するときは、第1志望校、第2志望校をあらかじめ決めて出願します。（尾張学区の普通科の1・2群共通校へ出願するときは、第1群、第2群をあらかじめ決めて出願します。これは、普通科への出願が1校だけの場合も同じです。）

図表3によって、2校を選ぶ場合について説明します。

ア 尾張学区第1群のP校を第1志望校とした場合（P校が1・2群共通校である場合も同じ。）

①P校—Q校、②P校—U校の組み合わせが可能です。すなわち、普通科を2校選ぶ場合は、第2志望校を同一群の別グループから選び、また、第2志望校を専門学科・総合学科から選ぶ場合は、別グループから選ぶことになります。このことは、P校が1・2群共通校である場合も同じです。したがって、P

校—S校、P校—R校、P校—T校のように、二つの群にまたがって出願したり、同一グループの2校へ出願したりすることはできません。

なお、調整区域居住者の受検については、図表4を参照してください。

イ 専門学科のT校を第1志望校とした場合

①T校—U校、②T校—Q校、③T校—S校の組み合わせが可能です。しかし、T校—P校、T校—R校のように同じグループの組み合わせは認められません。

以上、普通科の高等学校が尾張学区の場合を例にとり説明しましたが、三河学区の場合は、群が一つであるため、A・B各グループから1校ずつ選ぶことになります。

なお、出願期間は、A・Bグループとも同じ日です。

出願期間後の志願変更は、第1志望校、第2志望校のいずれか1校1学科に限り認められます。ただし、普通科間の志願変更は、同一群内に限ります。志願変更を行う場合は、志望順位の変更も認められますが、志望順位のみを変更することはできません。

（図表3）群及びグループ配置模式図（令和6年度入試）

〔 〕は1・2群共通校の数で内数。専門学科・総合学科の学科数は延べ数

| 学科区分  | 普通科            |                |       | 専門学科<br>総合学科   |
|-------|----------------|----------------|-------|----------------|
| 学区    | 尾張学区           |                | 三河学区  | 県内全域           |
| 群     | 尾張第1群          | 尾張第2群          | 三河群   |                |
| Aグループ | P校<br>(18校〔6〕) | R校<br>(20校〔6〕) | (18校) | T校<br>(42校1校舎) |
| Bグループ | Q校<br>(21校〔9〕) | S校<br>(22校〔9〕) | (20校) | U校<br>(49校)    |

(図表4) 調整区域居住者の受検(普通科2校へ出願する場合)

| 居住地             | 学区   | 受検できる高等学校  | 受 検 例   |
|-----------------|------|--|---|
| 大府市             | 尾張学区 | 尾張学区の高等学校のほか、刈谷、刈谷北、知立東  | 尾張学区Aグループと三河学区Bグループの刈谷北、知立東   |
| 豊明市             |      |  | 尾張学区Bグループと三河学区Aグループの刈谷、三河学区Aグループの刈谷と三河学区Bグループの刈谷北、知立東   |
| 知多郡東浦町          | 尾張学区 | 尾張学区の高等学校のほか、刈谷、刈谷北、知立東、高浜   | 尾張学区Aグループと三河学区Bグループの刈谷北、知立東<br>尾張学区Bグループと三河学区Aグループの刈谷、高浜<br>三河学区Aグループの刈谷、高浜と三河学区Bグループの刈谷北、知立東   |
| 日進市             | 尾張学区 | 尾張学区の高等学校のほか、豊田西、衣台、豊田、三好  | 尾張学区Aグループと三河学区Bグループの豊田西、豊田、三好   |
| 愛知郡東郷町          |      |  | 尾張学区Bグループと三河学区Aグループの衣台、三河学区Aグループの衣台と三河学区Bグループの豊田西、豊田、三好   |
| 刈谷市             | 三河学区 | 三河学区の高等学校のほか、豊明、大府、大府東、東浦  | 三河学区Aグループと尾張学区第1群Bグループの大府東又は尾張学区第2群Bグループの大府東  |
| 知立市             |      |  | 三河学区Aグループと尾張学区第1群Bグループの東浦又は尾張学区第2群Bグループの東浦<br>三河学区Bグループと尾張学区第1群Aグループの豊明、尾張学区第2群Aグループの大府<br>尾張学区第1群Aグループの豊明と尾張学区第1群Bグループの大府東、東浦<br>尾張学区第2群Aグループの大府と尾張学区第2群Bグループの大府東、東浦 |
| 高浜市             | 三河学区 | 三河学区の高等学校のほか、東浦  | 三河学区Aグループと尾張学区第1群Bグループの東浦又は尾張学区第2群Bグループの東浦  |
| 豊田市             | 三河学区 | 三河学区の高等学校のほか、日進、日進西、東郷   | 三河学区Aグループと尾張学区第1群Bグループの日進、東郷  |
| みよし市            |      |  | 三河学区Bグループと尾張学区第1群Aグループの日進西<br>尾張学区第1群Aグループの日進西と尾張学区第1群Bグループの日進、東郷   |
| 知多郡南知多町<br>篠島   | 尾張学区 | 尾張、三河両学区に属する普通科からAグループ、Bグループ1校ずつ選べる。ただし、尾張学区から2校受検する場合は、第1群、第2群にまたがって選んではならない。 | 尾張学区第1群Aグループと尾張学区第1群Bグループからそれぞれ1校   |
| 知多郡南知多町<br>日間賀島 |      |  | 尾張学区第2群Aグループと尾張学区第2群Bグループからそれぞれ1校   |
| 西尾市一色町<br>佐久島   |      |  | 尾張学区Aグループと三河学区Bグループからそれぞれ1校<br>三河学区Aグループと尾張学区Bグループからそれぞれ1校<br>三河学区Aグループと三河学区Bグループからそれぞれ1校   |

(注) 図表4の学校名は、令和5年度募集広告に基づいています。

(2) 学力検査・面接等

学力検査は第一志望校で受検します。面接は一部の高等学校・学科で実施します。また、一部の専門学科では、特別検査(実技試験)が行われま

(3) 校内順位・合格者の決定

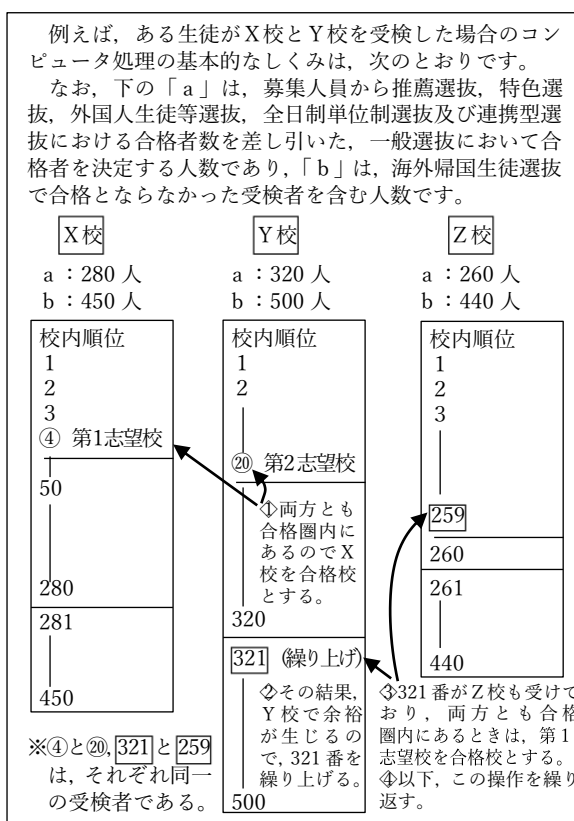
合格者の決定は、以下の方法により行われます。

まず、各高等学校において、調査書情報、第一志望校で受検した学力検査の成績等の結果に基づいて総合的に評価し、校内順位を決定します。

次に、県教育委員会は、各高等学校において決定された校内順位のデータをコンピュータ処理します。コンピュータ処理の概要は次のとおりです。

各高等学校で決定された校内順位に基づき、高等学校ごとに合格圏内(募集人員から推薦選抜、特色選抜及

(図表5) コンピュータ処理のしくみ



び特別選抜における合格者数を差し引いた、一般選抜において合格者を決定する人数内)にあるときは、第1志望校の合格候補者としてします。また、その受検者が第2志望校では合格候補者とならないようにチェックします。すなわち、2校受検者が第1志望校、第2志望校ともに合格圏内にあるときは、第1志望校の合格候補者とし、第2志望校の合格候補者とはしません。その結果、第2志望校では、合格圏内の人数に余裕が生じることになるため、この余裕が生じた人数分だけ、受検者の中から校内順位に従って繰り上げ、その高等学校の合格候補者としてします。この繰り上げのしくみを模式的に示したものが図表5です。

最後に、各高等学校において選抜委員会が開かれ、コンピュータ処理の結果作成された合格候補者の名簿に基づいて、合格者が決定されます。

なお、合格発表の期日は、A・Bグループとも同じです。

15 一般選抜で、各高等学校における校内順位は、どのように決定されますか。

校内順位の設定は、中学校長が提出した調査書情報、第1志望校で受検した学力検査の成績等の結果を資料として、以下に示す評定得点と学力検査合計得点を使い、各高等学校があらかじめ選択するI～Vのいずれかの方式によって得られた数値を基礎資料として総合的に行います。

◎評定得点と学力検査合計得点

評定得点

調査書情報の評定合計（最高 45）を 2 倍した数値で、最高は 90 点です。

学力検査合計得点

国語、数学、社会、理科及び外国語（英語）の各教科の得点の合計で、最高点は 110 点（22 点×5 教科）です。

◎校内順位の決定方式

I （評定得点）+（学力検査合計得点）

II {（評定得点）×1.5}+（学力検査合計得点）

III （評定得点）+{（学力検査合計得点）×1.5}

IV {（評定得点）×2}+（学力検査合計得点）

V （評定得点）+{（学力検査合計得点）×2}

16 校内順位を決めるとき、第 1 志望者が、第 2 志望者よりも有利に扱われますか。

校内順位は、先に述べたとおり、総合的に決定します。その際、第 1 志望の受検者も第 2 志望の受検者も同じ条件で行いますので、志望順位による有利、不利はありません。

17 一人が 2 校受検できるため、競争率が高くなり、合格しにくいではありませんか。

令和 5 年度入学者選抜における一般選抜の倍率は 1.85 倍でした。2 校受検が可能となるため、2 倍前後の倍率となりますが、この倍率はあくまでも見かけ上のものであり、実質倍率（第 1 志望者数による倍率）は、1.03 倍でした。

18 同じ高等学校の普通科と専門学科を、それぞれ第 1 志望、第 2 志望として出願することはできますか。

同じ高等学校の普通科と専門学科はグループが同じため、出願することはできません。

19 1・2 群共通校へ出願する場合、第 1 群、第 2 群をどのように決めたらよいですか。

普通科 2 校へ出願する場合、志願者があらかじめ共通校ともう一つの高等学校が同じ群になるように決めて出願します。2 校ともに共通校へ出願する場合も同様です。

なお、相手校が専門学科や総合学科である場合や、共通校 1 校のみへ出願する場合も、群をあらかじめ決めて出願します。

20 三河学区の調整区域に居住する志願者が、尾張学区第 2 群 A グループの高等学校と、尾張学区第 1 群 B グループの高等学校を組み合わせ出願することはできますか。

出願先の 2 校が同一の群である必要があるため、この 2 校を組み合わせ出願することはできません。



例えば、豊田市又はみよし市に居住する者は、尾張学区第1群Aグループの日進西高等学校と、尾張学区第1群Bグループの東郷高等学校の組み合わせであれば、出願可能です。

**21 志願変更や志望順位の変更は、群・グループに関係なくできるのですか。**

志願変更は第1志望校・第2志望校のいずれか1校1学科に限り認められますが、普通科から普通科に変更する場合は、1校のみに出願した場合も含め、同じ群内の高等学校でなければなりません。このことは、第1志望校又は第2志望校が1・2群共通校であっても同じです。

また、志望順位の変更は、志願変更を行う場合にのみ認められます。ただし、第1志望と第2志望の順位を入れ替えるだけの変更はできません。

**22 1校だけに出願しているのですが、志願変更期間に、もう1校追加して出願することはできますか。**

志願変更は既に出願した高等学校・学科を、他の高等学校・学科に変更する制度であり、受付が締め切られた後で追加して出願することはできません。

**23 普通科と商業科が併置されている高等学校の普通科から、同じ高等学校の商業科へ志願変更することは可能ですか。**

可能です。同じ高等学校であっても、複数の学科が併置されている高等学校では、異なる学科への志願変更が可能です。

**24 第1志望校と第2志望校がともに1・2群共通校である場合、志願変更は、第1群、第2群のどちらの高等学校でも可能ですか。**

1・2群共通校であっても、第1群か第2群かをあらかじめ決めて出願します。したがって、志願変更は、出願の際に届け出た群と同じ群内の高等学校のみで可能です。

**25 いわゆる調整区域に居住する者の志願変更は、どのような扱いになりますか。**

調整区域に居住する者が、普通科2校へ出願する場合については、その組み合わせは特例として、同一群内だけでなく、学区をまたぐ出願も認めています。(図表4を参照。)

例えば、大府市に居住する者が刈谷高等学校と刈谷北高等学校へ出願した後、刈谷北高等学校を他の学校へ志願変更したい場合は、知立東高等学校のほか、尾張第1群又は尾張第2群のBグループの高等学校へ変更することができます。

もう一つ、例をあげて説明します。

豊田市に居住する者が日進西高等学校と豊田高等学校に出願した後、日進西高等学校を他の学校へ志願変更したい場合は、尾張第1群で出願可能な高等学校がないため、三河群Aグループの高等学校の中から選ぶことになります。

## 【学力検査・面接】

26 面接は、どのように行われますか。

質問内容は、中学校での生活、趣味、特技、将来の進路希望などです。中学校で学んだ教科の内容について質問することはありません。

27 入試当日の持ち物で、特に注意するものはありますか。

学力検査、面接ともに、当日は受検票を忘れないようにしてください。また、学力検査には定規（分度器の付いていないもの）が必要です。時計については、計算機能及び通信機能の付いていないものであれば、学力検査場に持ち込むことができます。

なお、スマートフォン等の情報通信機器や、計算機能及び通信機能付きの時計は、学力検査場や面接の控室に持ち込めません。やむを得ず高等学校に持ってきたときには、集合点呼の際に係の先生に預けてください。

28 昨年度以前に実施された学力検査の問題を閲覧することはできますか。

過去5年間の全日制課程の学力検査問題、定時制課程の作文・基礎学力検査問題等は、愛知県県民相談・情報センター 情報コーナーで閲覧することができます。

また、愛知県教育委員会高等学校教育課のウェブページにも一部掲載しています。

愛知県県民相談・情報センター 情報コーナー

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2

愛知県自治センター2階

電話 052-954-6164

## 【合格発表】

29 合格発表はどのように行われますか。

Web出願システムのマイページから合否結果を確認できます。

30 合格発表後の入学手続き日（合格者登校日）はいつですか。

高等学校ごとに異なります。志願先の高等学校のウェブページを確認してください。

## 【特別選抜（海外帰国生徒選抜，外国人生徒等選抜，全日制単位制選抜）】

31 海外帰国生徒選抜では，合否を判定する際に，学力検査のどの教科の成績を資料として用いますか。

海外帰国生徒選抜に出願した人は，一般選抜の学力検査（5教科）を受検しますが，海外帰国生徒選抜の合否判定では，学力検査については国語，数学，外国語（英語）の3教科の成績を資料とし，社会と理科の成績は用いません。

なお，海外帰国生徒選抜で合格とならなかった受検者は，社会と理科の成績を加えた学力検査（5教科）の成績，調査書情報等の出願時に登録された情報，面接の結果等を資料として，一般選抜における校内順位を決定します。

32 外国人生徒等選抜の学力検査は，どのような内容ですか。

外国人生徒等選抜の学力検査は，漢字にルビを付し，国語，数学及び外国語（英語）の3教科を一つにまとめた基礎的な内容の問題で，45分間で実施します。

33 外国人生徒等選抜と定時制課程前期選抜の両方に出願することはできますか。

全日制課程の外国人生徒等選抜と定時制課程前期選抜を併願することはできません。全日制課程と定時制課程では，修業年限等をはじめ学習形態に多くの違いがありますので，志願先の決定については中学校や家庭でしっかりと相談しておく必要があります。

34 全日制単位制選抜の出願資格はどうなっていますか。

中学校の第2学年，第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の者です。

## 【第2次選抜】

35 第2次選抜の出願資格はどうなっていますか。

第2次選抜の出願資格は，愛知県内の国公私立のいずれかの高等学校を受検し，いずれの高等学校にも合格しなかった者です。したがって，公立高等学校の合格者はもちろんのこと，県内の私立高等学校の合格者にも出願資格はありません。

また，高等学校を受検せず，高等学校と技能連携している専修学校のみを受検した者は，技能連携先である高等学校の合否にかかわらず，第2次選抜に出願できません。

なお，高等学校を受検したが，どの高等学校にも合格しなかった者は，受検した専修学校の技能連携先である高等学校の合否にかかわらず，第2次選抜に出願できます。

- 36 定時制課程後期選抜に出願した後、全日制課程第2次選抜に志願変更できますか。  
異なる課程の間での志願変更はできません。

### 【特別な事情のある志願者の出願について】

- 37 欠席日数が多いのですが、何か特別な措置はありますか。

中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち希望する者は、Web出願システムより「欠席等にかかる申告」を行うことができます。ただし、「年間30日程度以上の欠席日数」には、中学校で出席扱いとされている保健室登校等の別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めることができます。

- 38 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

長期欠席者等にかかる選抜方法は、推薦選抜、特色選抜及び特別選抜を除き、全校・全学科で実施しています。この選抜方法の適用を申請できるのは、中学校卒業見込者及び中学校卒業で、やむを得ない事情により、第3学年における欠席日数が出席すべき日数の半分以上である者です。ただし、「第3学年における欠席日数」には、中学校で出席扱いとされている保健室登校等の別室登校の日数や、教育支援センター等で相談したり、指導を受けたりした日数、自宅でICT等を活用して学習活動を行った日数を含めます。

手続きに当たっては、中学校の先生と相談した上で、Web出願システムより「長期欠席者等選抜申請」を行います。

- 39 障害等のある志願者に対する配慮はありますか。

障害等のある志願者は、「受検配慮申請」をWeb出願システムより行うことができます。申請に基づき、愛知県教育委員会高等学校教育課が必要な調整を行った上で、座席の移動や別室での受検、補助具（補聴器、拡大鏡、車椅子、パソコン・タブレット端末など）の使用、英語の聞き取り検査における検査方法の変更、看護師の配置などの配慮がなされます。

なお、入学後の学校生活への配慮や施設・設備に関しては、合格した高等学校に相談してください。

## 【県外・海外からの出願】

40 3月末に他県から愛知県に転居する予定ですが、愛知県の公立高等学校入学者選抜に出願できますか。

保護者の転勤等による一家転住の場合には、他県から愛知県の公立高等学校入学者選抜（推薦選抜、特色選抜、特別選抜を含む）に出願することができます。出願の手続き等については、秋以降に愛知県教育委員会高等学校教育課のウェブページに掲載します。

なお、他の都道府県の公立高等学校と愛知県の公立高等学校に、あわせて出願することはできません。

41 愛知県外の中学校の卒業（見込）者の場合、愛知県の公立高等学校入学者選抜に出願する場合、どのように手続きすればよいですか。

在籍している県外の中学校をWeb出願システムに登録する必要があります。愛知県教育委員会高等学校教育課のウェブページに県外の中学校からの出願手続きについて掲載しますので、中学校から手続きをしてください。

42 海外の現地校を修了して出願する場合は、どのような手続きが必要ですか。

Web出願システムにより、「出願資格確認申請」を行います。愛知県教育委員会高等学校教育課の承認を受ける必要があります。審査の結果、現地の正規の教育機関において9年目の課程を修了していること（又は当該年の3月に修了見込みであること）が確認できれば、出願資格が認められます。

審査には、海外の現地校において9年目の課程を修了していることがわかる書類及び最終学校の成績証明書の画像データが必要です。

43 海外から帰国して、推薦選抜に出願できますか。

日本人学校の卒業見込者は推薦選抜に出願できますが、海外現地校の出身者は出願できません。

## 【その他】

44 愛知県外に家族で転居することになったのですが、県外の公立高等学校入学者選抜に出願するためには、どのような手続きが必要ですか。

県外の公立高等学校に出願する場合は、中学校の先生と相談のうえ、都道府県教育委員会へ問い合わせてください。（都道府県によっては、出願に当たって愛知県教育委員会の証明が必要な場合があります。）

45 日本語によるコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒に対する入学後の支援はどうなっていますか。

外国人生徒等選抜の実施校及び定時制課程において、必要に応じて外国人生徒教育支援員を配置しています。外国人生徒教育支援員は、日本語によるコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒に対して、学習活動の支援や学校生活の支援等を行います。

46 全日制単位制高等学校とはどのようなものですか。

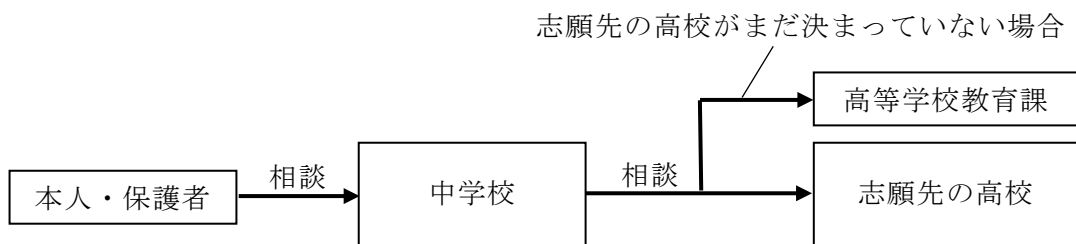
全日制単位制高等学校では、学年による教育課程の区分がなく、決められた単位を修得すれば卒業が認められます。そして、多様な科目の中から、将来の進路や興味・関心や進路希望に応じて科目を選択できます。

また、県立守山高等学校、県立幸田高等学校の「企業連携コース」では、地域の企業と連携した実践的な学習ができます。

## 障害等のある志願者に対する受検上の配慮について

- 愛知県の公立高校入試では、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動障害などのある志願者、病気やけがのために受検する上で支障のある志願者、医療的ケアが必要な志願者に対して、受検上の配慮を行っています。
- 受検上の配慮を受けたい人は、出願期間中に、Web出願システムによって受検配慮申請をしていただくこととなりますが、それ以前に、中学校の先生と相談をしておいてください。
- また、医療的ケアや設備面を含む特別な配慮が必要な場合には、できるだけ早い時期に、中学校を通して、志願先の高校と事前の相談を始めてください。志願先の高校がまだ決まっていない場合は、高等学校教育課に御相談ください。
- 出願時の受検配慮申請や事前の相談内容に基づき、高等学校教育課において必要な調整を行った上で、あとの【参考】に掲げた例のような受検上の配慮の内容が決定されます。
- また、受検配慮申請をする志願者のうち希望する人は、Web出願システムによる出願手続きの際に、中学校生活の状況、志望の動機、高校生活への抱負などについての自己申告を入力することが可能です。

### 【相談の流れ】



※ 志願先の高校や高等学校教育課には、9月以降、相談していただくことが可能です。

愛知県教育委員会高等学校教育課  
進路指導グループ  
電話 052-954-6786

【参考】過去に行った主な受検上の配慮の例

|       |   |
|-------|---|
| 視覚障害  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓側の明るい座席を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 拡大鏡の使用</li> <li>・ 問題や解答用紙の拡大</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ マークシートから筆記による解答への変更</li> <li>・ 面接方法を集団から個別へ変更</li> </ul>  |
| 聴覚障害  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スピーカーに近い座席を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 補聴器、ロジャーの使用</li> <li>・ 注意事項等の文書による伝達</li> <li>・ 英語の聞き取り検査における音声聴取方法の変更</li> <li>・ 英語の聞き取り検査を筆記形式の問題に代替</li> <li>・ 面接での話し方の配慮</li> <li>・ 筆談による面接</li> </ul>   |
| 知的障害  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最前列の座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 机、椅子の持ち込み</li> <li>・ 問題や解答用紙の拡大</li> <li>・ 問題や解答用紙へのルビ振り</li> <li>・ 問題文の代読</li> <li>・ パソコン、タブレット端末の使用</li> <li>・ 問題用紙への解答記入</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ 付添者、介助者の同伴</li> <li>・ 面接での話し方の配慮</li> <li>・ 面接方法を集団から個別へ変更</li> </ul> |
| 肢体不自由 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入り口に近い座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 机、椅子の持ち込み</li> <li>・ 車椅子等の使用</li> <li>・ 問題や解答用紙の拡大</li> <li>・ 問題文の代読</li> <li>・ パソコン、タブレット端末の使用</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ 付添者、介助者の同伴</li> <li>・ 面接方法を集団から個別へ変更</li> </ul>  |



|          |  |
|----------|--|
| 病弱・身体虚弱  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入り口に近い座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 机、椅子の持ち込み</li> <li>・ 車椅子等の使用</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ 付添者、介助者の同伴</li> <li>・ 検査時間中の薬の服用</li> <li>・ 面接方法を集団から個別へ変更</li> </ul>                            |
| 言語障害     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 面接方法を集団から個別へ変更</li> </ul>  |
| 情緒障害     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最後列の座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ パソコン、タブレット端末の使用</li> <li>・ 面接方法を集団から個別へ変更</li> </ul>   |
| 自閉症      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最前列の座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 注意事項等の文書による伝達</li> <li>・ パソコン、タブレット端末の使用</li> <li>・ 問題用紙への解答記入</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ 付添者、介助者の同伴</li> <li>・ 面接方法を集団から個別へ変更</li> </ul>                                      |
| 学習障害     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最前列の座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 注意事項等の文書による伝達</li> <li>・ 問題や解答用紙の拡大</li> <li>・ 問題文等へのルビ振り</li> <li>・ 問題文の代読</li> <li>・ パソコン、タブレット端末の使用</li> <li>・ 代筆解答</li> <li>・ 面接方法を集団から個別へ変更</li> </ul> |
| 注意欠陥多動障害 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最前列の座席等を指定</li> <li>・ 別室、個室での受検</li> <li>・ 検査時間の延長</li> <li>・ 注意事項等の文書による伝達</li> <li>・ 付添者、介助者の同伴</li> <li>・ 面接方法を集団から個別へ変更</li> </ul>  |

- 注) 1 上記は主な配慮の例であり、ほかにも様々な配慮を行っています。また、どのような志願者に対してもこれらの配慮を行うという意味ではありません。
- 2 障害等の内容や程度には個人差があるので、出願時の受検配慮申請や事前の相談内容に基づき、高等学校教育課において必要な調整を行った上で、配慮の内容が決定されます。
- 3 高等学校教育課における調整の結果、志願者の状況に応じて、中学校で行われていない配慮を行う場合や、入学者選抜における公平性の観点から、中学校で行われている配慮を行うことができない場合があります。